

令和6年度第5回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年8月5日（月）
午前9時30分～午前11時00分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 20人
会 長 23番 長谷 幹夫
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子
委 員 1番 各川 豊章 4番 国谷 晃
5番 中村 敏 6番 大道 勝則
7番 木下 幸雄 8番 北森 康雄
9番 坂井 義彦 10番 森川 重光
11番 北山 久雄 14番 杉林 清則
15番 熊南 昭浩 16番 山崎 修
17番 西田 清範 18番 林 作三
19番 古田 茂 20番 大橋 芳信
21番 山崎 巖
4. 欠席委員 3人 2番 茂 清志 3番 加藤 輝夫
13番 森田 高雄
5. 議題
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第22号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第23号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第24号 非農地証明書の交付について
議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

報告事項第15号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第17号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、2番茂委員、3番加藤委員、13番森田委員から欠席届があり、9時30分現在、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会 長 それでは、ただ今より令和6年度第5回富山市農業委員会月次総会を開催します。
それでは、議事に入ります。
本日は、議案5件、報告事項3件がございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。
14番 杉林委員、15番 熊南委員、 両委員にお願いしたいと思います。

会 長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第21号議案 位置図も併せてご覧ください。議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は、8件で、申請面積は12,038.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、これまでも父の耕作に協力しており、引き続き水稻を栽培する予定です。

2番は、経営の縮小のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

3番は、農地所有適格法人に貸付している農地を、贈与により、所

有権のみ移転するもので、いわゆる底地移転を行うものです。

譲受人は有限会社〇〇の構成員であります。法人の構成員へ底地移転を行う場合に限り、譲受人が同法人に貸し付けている農地を自身の経営面積に含めることができます。申請地ではソバを栽培予定です。

4番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、20年前から農事組合法人●●に所属し農作業を行っています。申請地は自宅と隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、ジャガイモ、玉ねぎ、トマトを栽培する予定です。

5番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。隣接する宅地を購入し住宅を建てるにあたり、申請農地を家庭菜園として活用する予定です。申請農地では、トマト、キュウ리를栽培する予定です。

議案書3ページをご覧ください。

6番は、労働力不足のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。住所は射水市ですが、以前から八尾町外堀地区に通い耕作に協力しており、昨年7月に申請農地の周辺農地(39筆)を譲り受けております。申請農地では、コシヒカリ、大豆を栽培する予定です。

7番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は申請農地が自宅と隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請地では、大根、ナス、キュウリ、トマトを栽培する予定です。なお、申請農地に隣接する南側の農地については、譲受人の息子が住宅建築のため5条申請予定であり、後ほど議案第22号において詳細を説明いたします。

8番は、相手方の要望のため、贈与により所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、大根、白菜等を栽培する予定です。以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第22号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第22号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は4ページから8ページになります。

今回、4条申請は1件、5条申請は8件、合計面積は1,972.14㎡です。それでは、議案書5ページをご覧ください。最初に農地法第4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、老田地区において、農家住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、農機具保管場所が手狭になってきたため、隣接地において住宅敷地を拡張し、農業用機材を保管する場所を整備するため、今回申請されたものでございます。申請地は、すでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書6ページをご覧ください。

5条申請1番は、蜷川地区において、住宅敷地を拡張するものでございます。転用の概要といたしましては、相続の手続きを行っている際に、現在隣家の塀として宅地と一体利用している場所が農地となっていることが判明したため、今回地目を是正するため申請されたものであります。申請地は、すでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、鉄道の駅から500mの範囲にあることから、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請2番は、太田地区において、資材置場及び社員休憩施設のための一時転用の計画でございます。申請人の株式会社△△は、電子機器の製造等を行っております。転用の概要といたしましては、現在の工場を解体し新工場を建築するまでの間、既存地にあるコンテナ等を仮置きする場所が必要であるため、今回申請されたものでございます。申請地は、農業振興地域の農用地区域内ですが、新工場建設完了後、直ちに埋め戻し等の処理を行うことが担保されていることから、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めら

れ、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請3番は、針原地区において、駐車場及び資材置場を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人の株式会社▲▲は、自動車販売等を行っております。現在新庄地区において事業を行っておりますが、資材の保管場所が手狭になってきたため、代表者の自宅の隣接地において、駐車場及び資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、すでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書7ページをご覧ください。

5条申請4番は、八尾地域杉原西部地区において、一般住宅敷地を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートで生活をしておりますが、妻の勤務先が近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものであります。申請地は半径500mの範囲内に地区センターと医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請5番は、八尾地域黒瀬谷地区において、農機具格納庫を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の農機具格納庫が手狭であることから隣接地において新たに農機具格納庫を整備し、農業の効率化を図るものでございます。申請地は、すでに宅地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は農用地区域内農地、許可基準は農業用施設を適用しております。

5条申請6番は、婦中地域熊野地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請人の有限会社□□は、主にクリーニング用材料・機械等の販売を行っております。転用の概要といたしましては、敷地内に来客用の駐車スペースがなく、路上駐車が目立っていることから、駐車場スペースを確保するため、今回申請されたものでございます。申請地は半径500mの範囲内に教育施設が2施設あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請7番は、婦中地域熊野地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートで生活をしておりますが、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものであります。申請地は、

10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書8ページをご覧ください。

5条申請8番につきましては、取下げとなります。これは、申請後に他法令の許可が必要であると判明したことから、7月30日に、取り下げ願いが提出されたことによるものであります。

5条申請9番は、先に3条申請7番でもご説明いたしましたが、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在実家で家族と同居しておりますが、手狭になったため、相互扶助に適した実家の隣接地である申請地において住宅建築のため、今回申請されたものであります。申請地は鉄道の駅から500メートルの範囲内にあることから、農地区分は第2種農地、許可基準は、代替可能性なしを適用しております。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委 員 現地調査の報告において、始末書が添付されているという内容が複数ありました。この始末書の添付をもって許可を出すのは、どのような場合でしょうか。

申請には行政書士が関与していると思われるが、そのような法律の専門家が関与しているなかで、始末書の添付をもって許可を受けると、行政書士の法令遵守意識が希薄になるのではないかと危惧します。

事 務 局 無断転用となっている農地については、原状回復が原則となりますが、転用許可基準がある場合は、是正というか追認許可が国で認められております。

転用許可申請にあたり、現在、無断転用となっている農地である場合、つまり、既に宅地化、雑種地化されている農地であって許可基準がある案件については、始末書の添付を求めています。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第22号農地法第4号第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、9ページから10ページです。議案書9ページをご覧ください。

今回の申請件数は10件あり、年区分は、1～2年が8件、6～9年が2件です。設定面積は、12,351.00㎡です。すべて相対です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第23号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定といたします。

会 長 続きまして、議案第24号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第24号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。議案書は、11ページから12ページになります。

今回、申請のありました農地につきましては、農用地区域外及び市街化区域外の遊休農地のうち、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の１つに合致しております。

議案書の１２ページをご覧ください。

１番については、７月２６日に、農業委員等と事務局が現地確認を行いました。現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しております。

以上のことから、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明書の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第２４号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第２５号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第２５号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。

議案書１３ページをご覧ください。

６月１２日に農業委員等に現地調査を行っていただき、農地が耕作されていることを確認しました。相続人は、被相続人の子であり、納税猶予についての要件はすべて満たしております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、申請どおり交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第15号 農地法第3条の3の規定による受理について
第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第17号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第15号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、17ページから32ページです。
今回の受理件数は30件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第16号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、33ページから35ページです。

解約件数は7件で、解約面積は12,357.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第17号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案は36ページから40ページになります。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が7件、合計面積は7,363.56㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは39ページの5条の4番、40ページの5条の5番と7番の計3件でございます。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 次に協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。
まず、富山県農業施策に関する政策提案についてをお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今説明がありました富山県農業施策に関する政策提案について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 新規要望に関して、先日、タブレットを貸与いただきましたが、そのうえでさらに別のシステムを導入するということでしょうか。

事 務 局 タブレットは農業委員会活動に使用するため、国が支給したものとなります。

今回の要望は、農業委員会が実施する利用状況調査において、管轄農地すべてを目視確認することが原則ではありましたが、令和5年9月に国の要領が改正され、人工衛星画像やドローンを使用する方法が可能となったことから、人工衛星画像や AI による耕作判断ができるよう富山県独自のシステムの整備などを要望するものです。

なお、他の都道府県では既に人工衛星画像や AI による耕作判断システムを使用し、利用状況調査を実施しており、効率化が図られていると聞いております。

会 長 特にご意見・ご質問等がないようですので、事務局から説明のあった内容を富山県農業会議へ提出します。

次に、農業委員会活動における制度等研修について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農業委員会活動における制度等研修並びに所有者不明農地の貸し借りについて、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見・ご質問等がないようですので、各担当する地域で所有

者不明農地を借りたいという農業者がおられましたら事務局まで相談をして下さい。また、研修や説明を希望する事項がありましたら事務局へ調査票を提出してください。

会 長 次に、その他について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もないようですので、令和6年度第5回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。